

# 第 12 回

## 那賀 5 町 合 併 協 議 会

### 会 議 資 料

#### 合 併 協 議 の 5 か 条

- 1 . 他町の行政内容を批判しないようにしましょう。
- 2 . お互いの立場を充分尊重しましょう。
- 3 . コミュニケーションを大切にしましょう。
- 4 . 先人に感謝し、5 町の歴史文化に敬意を払いましょう。
- 5 . 将来を見据え、勇気をもって合併問題に取り組みましょう。

日 時 : 平成 17 年 3 月 30 日 (水) 午後 1 時 30 分から  
場 所 : 桃山町保健福祉センター 2 階 ピーチホール

# 会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会 長 挨 拶

3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

4 . 議 事

( 1 ) 協 議 事 項

議案第17号 特別職報酬等小委員会規程について

議案第18号 紀の川市市章選定小委員会規程について

議案第19号 平成17年度那賀5町合併協議会事業計画について

議案第20号 平成17年度那賀5町合併協議会予算について

協議第51号 市章の選定について

5 . そ の 他

6 . 閉 会

議案第 17 号

特別職報酬等小委員会規程について

特別職報酬等小委員会規程について、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 3 月 30 日 提出

那賀 5 町 合 併 協 議 会  
会 長 服 部 一

那賀 5 町 合 併 協 議 会 決 定
平 成 1 7 年      月      日

## 別 紙

### 特別職報酬等小委員会規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、那賀5町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、那賀5町合併協議会(以下「協議会」という。)に特別職報酬等小委員会(以下「小委員会」という。)を設置し、その組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 小委員会は、特別職の報酬等に関する事項について、次の各号を行うものとする。

- (1) 新市の特別職の報酬等の調査
- (2) 新市の特別職の報酬等の調整に関する審議
- (3) その他必要な事項

#### (委員)

第3条 小委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 規約第7条第1項第5号に規定する委員のうち10名の委員

#### (委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により、非公開とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「議長」は、「委員長」と読み替えるものとする。

#### (答申)

第6条 委員長は、小委員会における審議結果について、会長に答申するものとする。

#### (庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

#### (費用弁償)

第8条 第5条第4項により、委員長の求めに応じ会議に出席した者に費用弁償を支給する。

2 前項に定める費用弁償の額並びに支給方法等については、「那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」を準用する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年3月30日から施行する。

議案第 18 号

紀の川市市章選定小委員会規程について

紀の川市市章選定小委員会規程について、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 3 月 30 日提出

那賀 5 町合併協議会  
会長 服部 一

那賀 5 町合併協議会決定
平成 17 年 月 日

## 別 紙

### 紀の川市市章選定小委員会規程

#### (趣旨)

**第1条** この規程は、那賀5町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、那賀5町合併協議会(以下「協議会」という。)に紀の川市市章選定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置し、その組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

**第2条** 小委員会は、次に掲げる事項について、企画調整及び審議を行うものとする。

- (1) 紀の川市の市章の応募に関する事
- (2) 紀の川市の市章の選定方法等に関する事
- (3) 紀の川市の市章の取扱いに関する事
- (4) その他必要な事項

#### (委員)

**第3条** 小委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 規約第7条第1項第2号に規定する委員
- (2) 規約第7条第1項第4号に規定する委員
- (3) 規約第7条第1項第5号に規定する委員のうち5名の委員
- (4) 那賀5町合併協議会委員以外の市町村章に関する学識のある者2名以内

#### (委員長及び副委員長)

**第4条** 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

**第5条** 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により、非公開とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「議長」は、「委員長」と読み替えるものとする。

#### (報告)

**第6条** 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

#### (庶務)

**第7条** 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理

する。

**(費用弁償)**

**第8条** 第5条第4項により、委員長の求めに応じ会議に出席した者に費用弁償を支給する。

2 前項に定める費用弁償の額並びに支給方法等については、「那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」を準用する。

**(補則)**

**第9条** この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成17年3月30日から施行する。

議案第 19 号

平成 17 年度那賀 5 町合併協議会事業計画について

平成 17 年度那賀 5 町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 3 月 30 日提出

那賀 5 町合併協議会  
会長 服部 一

那賀 5 町合併協議会決定
平成 17 年 月 日

## 平成17年度那賀5町合併協議会事業計画

項 目	内 容
協議会の開催	5月、8月、10月の開催予定とし、事務事業の調整状況等について報告する。
電算業務統合事業	新システムによる業務のスムーズな移行作業の調整
協議会だよりの発行	合併までに3回の発行を予定し、協議会の内容や新市発足に向けて、住民への情報提供を積極的に行う。
協議会ホームページの更新	協議会の協議内容等及び新市発足に向けて、情報提供を行う。
新市の広報事業	新市の広報誌（創刊号）の発行及びホームページ開設の準備を行う。
新市開庁準備	新市開庁に向け、本庁、支所等の施設の改修、市章の選定、施設案内表示の変更、暮らしのガイドブック等の作成。

議案第20号

平成17年度那賀5町合併協議会予算について

平成17年度那賀5町合併協議会予算について、別紙のとおり提出する。

平成17年3月30日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

那賀5町合併協議会決定
平成17年 月 日

## 平成 1 7 年度那賀 5 町合併協議会会計予算

平成 1 7 年度那賀 5 町合併協議会の会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 5 , 5 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 当協議会の予算支出に当たり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成 1 7 年 3 月 3 0 日提出

那賀 5 町合併協議会

会 長 服 部 一

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 【歳 入】

(単位:千円)

款	項	金 額
1. 負担金		85,500
	1. 負担金	85,500
2. 繰越金		10
	1. 繰越金	10
3. 諸収入		10
	1. 諸収入	10
県支出金		0
	県補助金	0
歳 入 合 計		85,520

### 【歳 出】

(単位:千円)

款	項	金 額
1. 運営費		55,738
	1. 会議費	1,503
	2. 事務費	54,235
2. 事業費		29,204
	1. 事業推進費	4,411
	2. 開庁準備費	24,793
3. 予備費		578
	1. 予備費	578
歳 出 合 計		85,520

## 予算に関する説明書

【歳入】

(単位:千円)

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1. 負担金			85,500	40,000	45,500			
	1. 負担金		85,500	40,000	45,500			
		1. 負担金		85,500	40,000	45,500	1. 負担金	85,500
2. 繰越金			10	10	0			
	1. 繰越金		10	10	0			
		1. 繰越金		10	10	0	1. 繰越金	10
3. 諸収入			10	10	0			
	1. 諸収入		10	10	0			
		1. 預金利子		10	10	0	1. 預金利子	10
県支出金			0	5,000	5,000			
	県補助金		0	5,000	5,000			
		県補助金		0	5,000	5,000		
合 計			85,520	45,020	40,500			

【歳 出】

(単位:千円)

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区 分	金 額	
1. 運営費			55,738	17,826	37,912			
	1. 会議費		1,503	4,890	3,387			
		1. 会議費	1,503	4,890	3,387	1. 報酬	605	委員報酬 605
						9. 旅費	496	費用弁償 496
						11. 需用費	241	消耗品費 100 食糧費 141
						12. 役務費	69	通信運搬費 69
						13. 委託料	92	会議録作成委託料 92
	2. 事務費		54,235	12,936	41,299			
		1. 事務費	54,235	12,936	41,299	4. 共済費	240	臨時職員社会保険等 240
						7. 賃金	2,061	臨時職員雇用賃金 2,061
						9. 旅費	250	普通旅費 10 特別旅費 240
						11. 需用費	1,218	消耗品費 400 燃料費 130 食糧費 30 印刷製本費 50 光熱水費 578 修繕費 30
						12. 役務費	555	通信運搬費 446 手数料 34 浄化槽清掃料 55 保険料 20
						13. 委託料	1,163	事務所清掃委託料 336 浄化槽保守点検委託料 27 施設警備委託料 800

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
						14. 使用料及び賃借料	3,744	機械器具等借上料 2,209 事務所借上料 1,175 公用車借上料 280 通行料・駐車場使用料 80
						19. 負担金補助及び交付金	45,004	合併準備経費交付金 45,000 (財)和歌山県社会保険協会負担金 4
2. 事業費			29,204	26,900	2,304			
	1. 事業推進費		29,204	26,900	2,304			
		1. 事業推進費	4,411	26,900	22,489	8. 報償費	500	市章デザイン賞金 500
						13. 委託料	3,911	市章デザインシステム化等 2,000 ポスター作成等 300 広報誌作成 1,191 ホームページ更新業務 420
		2. 開庁準備費	24,793	0	24,793	11. 需用費	2,025	消耗品費 2,025
						12. 役務費	100	通信運搬費 100
						13. 委託料	18,589	開庁準備 3,939 庁舎総合プロジェクトマネジメント業務 7,500 市民の暮らしのガイド本作成 3,150 施設案内表示変更業務 4,000
						18. 備品購入費	4,079	備品購入費 4,079
3. 予備費			578	294	284			
	1. 予備費		578	294	284			
		1. 予備費	578	294	284			
合計			85,520	45,020	40,500			

協議第51号

市章の選定について

市章の選定について、下記のとおり提出する。

平成17年3月30日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

記

市章の選定については、紀の川市市章選定小委員会において調整し、協議会で選定する。

平成17年 月 日 確認